

多摩市議会政務活動費の交付に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、多摩市議会の各会派に対する政務活動費に関して、各会派がこれを適正に執行するよう多摩市議会として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、条例の例による。

(使途基準)

第3条 政務活動費として支出できないものは、次に掲げるものとする。

(1) 交際費的な経費

餞別、慶弔、寸志、病氣見舞い、年賀状購入・印刷代、名刺印刷代等

(2) 政党主催の活動に属する経費

党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費等

(3) 選挙活動に伴う経費

(4) 会議に伴う飲食代

(5) レクリエーション等の経費

(6) 人件費

(7) 事務所の賃借料

(8) その他名目の如何を問わず会派の政務調査活動をはなれて議員個人に支給する経費

2 条例別表に規定するその他の経費を支出する場合には、あらかじめ使途内容を明らかにした書類を市長に提出し、政務調査費の対象の有無を確認し、承認を受けてから支出するものとする。

(支出基準)

第4条 政務活動費の支出基準は、別表のとおりとする。

(支出手続)

第5条 会派における政務活動費の支出手続は、次に掲げるところによる。

(1) 支出決定者

ア 代表者を支出決定者とする。

イ 代表者は、経費の支出についての決定を行うとともに、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

(2) 政務活動費の支出

ア 経理責任者は、支出決定者の決定を経て政務活動費を支出しなければならない。

イ 支出にあたっては、会派名を宛先とした領収書等を徴することを原則とする。ただし、一般的に個人名等を宛先として発行される領収書等についてはこの限りではない。

ウ イにおいて徴した領収書等は、領収書等貼付用紙（細則第 1 号様式）に貼付し、内容明細及び説明を記載するものとし、継続紙が必要な場合は、無地の用紙で差し支えない。

なお、ガソリン代等交通費に係る領収書等の集計の際は、交通費積算表（細則第 2 号様式）を作成するものとする。

エ 領収書を徴することができないものについては、支出決定者の支払証明書（施行規則第 9 号様式）を付すること。

(3) 立替払いによる支出

ア やむを得ず立替払いをしたときは、当該立替払いを証する領収書を添付しなければならない。

イ 立替払いをした経費について、経理責任者又は支出決定者の支出承認が得られない場合は、立替者の負担とする。

(4) 政務活動費の預金口座

会派は、政務活動費専用の預金口座を設けるものとする。

（届出及び報告）

第 6 条 研究研修又は調査視察のため議員を出張させようとするときは、会派の代表者（以下「代表者」という。）は、会派研究研修調査視察届（細則第 3 号様式）により、議長に届け出なければならない。

2 研究研修若しくは調査視察を行った議員又はその代表は、会派研究研修調査視察報告書（細則第 4 号様式）により研究研修又は調査視察終了後 2 ヶ月以内に代表者を經由して議長に報告しなければならない。

3 議長は、前項の会派研究研修調査視察報告書を取りまとめ、収支報告書と共に市長に報告するものとする。

（収支報告書の添付書類）

第 7 条 条例第 7 条による収支報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 政務活動費概要調書（細則第 5 号様式）

(2) 政務活動費支出整理簿（細則第 6 号様式）

- (3) 会派研究研修調査視察報告書（細則第 4 号様式）
- (4) 旅費明細書（細則第 7 号様式）
- (5) 交通費支出記録簿（細則第 8 号様式）
- (6) 領収書等貼付用紙（細則第 1 号様式）
- (7) 交通費積算表（細則第 2 号様式）

（経理）

第 8 条 会派は、前条第 2 号の政務活動費支出整理簿を備え、政務活動費の使途を明らかにしておかなければならない。

（補則）

第 9 条 この細則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日議長決定）

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 15 日議長決定）

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日議長決定）

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日議長決定）

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日議長決定）

この細則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行し、改正後の宿泊料については平成 24 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日議長決定）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日議長決定）

この細則は、決定の日から施行し、平成 25 年度の多摩市議会政務調査費から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 8 日議長決定）

この細則は、決定の日から施行し、ただし、改正後の第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定並びに様式については、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

政務活動費支出基準

1 研究研修費

(1) 講師謝礼

市の予算編成事務要領、歳出細節別積算基準によること。

(2) 交通費、旅費、宿泊料

交通費、旅費については、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に準じること。また、特に必要な場合はタクシー代を認める。

宿泊料については実費とし、1泊につき14,000円を限度とする。また、日当については支出しない。

(3) 食糧費

食事代は講師分のみとし、会議賄・来客賄・食事代の単価については市の予算編成事務要領、歳出細節別積算基準によること。

(4) 参加負担金

食事代、宿泊費を含んだ参加負担金については、その総額を認める。

ただし、宿泊費の二重支給はしない。

(5) 旅行保険料

宿泊を伴う場合について認める。

2 調査旅費

(1) 交通費、旅費、宿泊料

上記1の(2)に同じ。

ただし、交通費として認められるものは、公共交通機関の他、経済性・効率性（金銭的、時間的）を考慮し、自家用車によるガソリン代、タクシー代、駐車場代及び有料道路代を認める。なお、ガソリン代については補助率を2分の1とする。鉄道・バス等の公共交通機関については全額補助し、領収書の提出は不要とするが、支払証明書（施行規則第9号様式）に交通費支出記録簿（細則第7号様式）を添付する。また、交通費として支出できる上限額は、月額5,000円（年額60,000円）に各会派構成人員数を乗じた金額とする。

(2) 視察先に対する儀礼的経費

1件3,000円程度とすること。

(3) 旅行保険料

上記 1 の(5)に同じ。

3 資料作成費：省略

4 資料購入費

(1) 新聞購読料

会派で購読するものに限る。また、同一紙の複数購読は認めない。

5 広報費

(1) 印刷製本費

部数、使途を明示し、サンプルを提出すること。

広報は、会派の所属議員全員の氏名（1人会派は1名を認める）を掲載したものか又は、会派名のみ記載したものに限る。

6 広聴費：省略

7 人件費：省略

8 事務所費：省略

9 その他の経費